

## 北広島町告示第 28 号

令和 4 年北広島町告示第 130 号（令和 5 年度及び令和 6 年度において、町が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査に係る申請手続等。（以下、「告示」という。）」の追加申請期間等について次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 24 日

北広島町長 箕野博司

### 1. 追加申請期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から令和 6 年 9 月 17 日（火）までとする。

### 2. 資格審査の追加申請手続

北広島町に提出すべき添付書類（告示別表第 2 各項の提出書類のうち、第 1 項、第 2 項、第 9 項（契約権限を委任する場合に限る。）及び第 10 項のもの）の提出方法は、告示第 3 第 1 項(1)から (3) ならびに告示別表第 2 の記載にかかわらず、北広島町役場財政政策課（広島県山県郡北広島町有田 1234 番地）に持参、郵送又は信書便により提出するものとする。なお、令和 6 年 9 月 17 日（火）までに到達しない場合は、申請全体を無効とする。